

2 教学発第 10135 号
令和 2 年 4 月 16 日
(公 印 省 略)

保護者のみなさまへ

大田区教育委員会
学務課長 柳沢 憲一

緊急事態宣言発令に伴う就学援助費受給申請書の提出について (お願い)

大田区では、所得が一定以下の世帯に対し、給食費等学校でかかる費用の一部を援助しています。毎年、学校から配付された就学援助費受給申請書を学校が指定する日にご提出いただいておりますが、緊急事態宣言発令に伴う対応を下記のとおりお知らせいたします。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 緊急事態宣言発令に伴う対応
通常は申請した月からの認定・就学援助費の支給となりますが、コロナウイルス感染拡大の影響等を考慮し、令和 2 年 5 月中に申請され、認定となった方については令和 2 年 4 月分から就学援助費を支給する特例対応を行います。
ただし、認定となった場合に就学援助費の 7 月下旬支給を希望される方は、できる限り学校の提出期限にご協力をお願いします。学校の提出期限を過ぎた場合も受付はさせていただきますが、支給時期が遅れる場合がありますので、ご了承ください。
- 2 提出期限
各小中学校で期限が異なるため、学校からのお知らせをご確認ください。
- 3 提出方法
各小中学校で期限が異なるため、学校からのお知らせをご確認ください。
- 4 その他
就学援助制度や認定に関するお問い合わせについては、下記担当までご連絡ください。

(問合せ先)
大田区教育委員会
学務課学事係
電話 5744-1429 (直通)